

No.5

R4. 6月
上旬発行

民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：中道）

TEL 0852-32-5997 / FAX 0852-32-5982 / E-mail voc@fukushi-shimane.or.jp

ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。

また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。

* 配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

実施主体	公益財団法人 SOMPO 福祉財団
事業名称	2022 年度 自動車購入費助成
問合せ先	〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 公益財団法人 SOMPO 福祉財団 事務局 TEL : 03-3349-9570 FAX : 03-5322-5257

目的 障害の有無にかかわらず、すべての人が地域の中でともに支えあいながら暮らすことできる社会づくりの一助となるべく、自動車を購入する費用を助成

対象団体 以下の条件をすべて満たしている団体が対象です。

〈募集地域〉 西日本地区に所在する団体

滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・
島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・
高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・
鹿児島県・沖縄県

〈助成対象者〉 特定非営利活動法人（インターネット申請が可能な団体）

〈助成対象活動〉 主として障害者の福祉活動を行う団体

※加齢に伴う障害者（高齢者）の福祉活動を行う団体は除きます。

助成金額 1 件あたり上限 150 万円（総額 1,500 万円）

申請方法 HP の申込フォームに、必要事項を入力して送信してください。

URL : <https://www.sompo-wf.org/>

応募締切 令和 4 年 7 月 8 日（金）17 時まで

実施主体	公益信託しまね女性ファンド事務局
事業名称	2022 年度 公益信託しまね女性ファンド助成事業【後期】
問合せ先	〒694-0064 島根県大田市大田町大田イ 236-4 県立男女共同参画センター「あすてらす」 公益財団法人しまね女性センター内 しまね女性ファンド事務局事業課 担当：有間 TEL : 0854-84-5514 FAX : 0854-84-5589 E-mail: asu-11@asuterasu-shimane.or.jp

目的

女性たちが主体的に企画・運営する事業への支援

対象団体

- (1) 島根県の女性たちが中心となって活動している民間団体やグループ。
- (2) 構成員は概ね10名以上（初回申請のみ5名以上）で、半数以上が女性であること。
また、代表者が女性で、役員半数以上が女性であること。
- (3) 営利法人や行政機関は対象となりません。

対象事業

島根県の女性たちが自主的・主体的に企画実施する事業であり、かつ、一般に開放され地域への影響力が大きく、ネットワークの広がりがある事業が対象。

■こんな活動を支援します

- ①魅力ある地域づくりの活動
- ②男女共同参画社会づくりの活動
- ③次代を担う人づくりの活動
- ④水と緑豊かな環境づくりの活動
- ⑤働く女性が活躍できる社会づくりの活動

※働く女性とは、正社員、契約社員、自営、起業、家族従業者を問いません。これから働こうとする女性や学生も申請可能です。

事業実施期間は2022年10月1日（土）から2023年3月31日（金）

助成内容

- ・対象経費の3分の2を助成（1万円単位で上限50万円）
- ・「男女共同参画社会づくり」及び「働く女性たちが活躍できる社会づくり」の普及・啓発活動は、対象経費全額を助成（1万円単位で上限10万円）

応募締切

令和4年7月15日（金） ※当日消印有効

応募方法

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」
県内各市町村男女共同参画担当課
島根県女性活躍推進課、公立文化施設等

※助成申込書等の様式は、下記ホームページからもダウンロードすることができます。また、制度の説明や申込書類の書き方の説明動画・実施事業の一部紹介も下記ホームページからご覧いただけます。

URL <https://www.asuterasu-shimane.or.jp/swc/jigyo/fund/index.html>

実施主体	一般社団法人 生命保険協会
事業名称	2022年度 「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」
問合せ先	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階 一般社団法人生命保険協会「子育てと仕事の両立支援」事務局 電話：03-3286-2643 FAX：03-3286-2730

事業の目的

本活動は待機児童問題の解消に向け、保育所または放課後児童クラブの受け皿拡大・質の向上、および利用者の多様なニーズに対応した事業を推進する上で、必要な環境整備に対し助成するものです。

助成対象

- (1) 休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用
以下①～③すべての条件を満たす事業者

①社会福祉法人・株式会社・特定非営利活動法人等の法人格を有していること

②以下のいずれかの施設を運営していること

- a. 認可保育所
- b. 地域型保育給付の対象となっている小規模保育施設
- c. 地域型保育給付の対象となっている事業所内保育施設
- d. 地域型保育給付の対象となっている家庭的保育施設
- e. 「認可外保育施設指導監督基準」に基づく保育施設

③休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等を実施していること

※通常の保育事業に加え、上記③いずれかの事業実施で応募可

※新たに③のいずれかの事業を実施する場合 2023 年 4 月末までに実施すること

※新型コロナウイルス感染症の影響で上記事業を取り止めている場合も応募可

※認可外保育施設は行政より発行される「認可外保育施設指導監督基準」を満たす旨の証明書を提出できない場合は応募の対象外。

※認定こども園は応募の対象外。

(2) 放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用以下①、②両方の条件を満たす事業者

(法人格の有無を問わない。父母会・地域運営委員会等を含む)

①「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、市町村からの委託事業・補助事業
代行事業（指定管理者制度）等の事業形態をとっていること

②行政からの補助を得て、放課後児童クラブの運営を行っていること

助成概要

助成対象施設	助成内容 (申請内容)	申請受付パターン	助成金額 (総額 2,500万円)
(1) 保育施設	①備品購入費 ②建築・設備工事費	・①単独申請 ・②単独申請 ・①と②の併用申請	1施設当たり上限額 35万円
	③コロナ対策費	・③単独申請 ※①②との併用不可	
(2) 放課後 児童クラブ	①備品購入費 ②建築・設備工事費	・①単独申請 ・②単独申請 ・①と②の併用申請	1施設当たり上限額 20万円
	③コロナ対策費	・③単独申請 ※①②との併用不可	

応募方法

○下記 URL より以下の 2 種類のフォームへ入力し、応募申請書類等をウェブで提出
(詳細は「募集要項」を参照ください)

・基本情報入力フォーム URL :

[https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=pepg-
lgnfsj7f1c64922f25a2e052aa37a74ca5f22b](https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=pepg-
lgnfsj7f1c64922f25a2e052aa37a74ca5f22b)

・応募情報入力フォーム URL :

<https://area34.smp.ne.jp/area/p/pepg6qhmfp5lescscsd3/0h-67d/login.html>

応募締切

令和4年6月30日(木)